

農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します

現在の農業委員と農地利用最適化推進委員は、令和5年7月19日をもって任期満了となります。

そのため、次期農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者を、農業者や農業者が組織する団体、その他関係者に推薦を求めるとともに、一般応募により募集します。

1 募集人数

○農業委員・・・・・・・・・・13人（募集区域の要件はありません）

○農地利用最適化推進委員・・16人（下記募集区域毎に1人）

区域番号	大字名	区域番号	大字名
1	高田・移・背ノ山・窪・萩原	2	笠田中・笠田東・佐野・広浦 ①
3	笠田中・笠田東・佐野・広浦 ②	4	広口・滝
5	平・東谷	6	大谷・蛭子・大藪・柏木
7	丁ノ町・新田	8	妙寺・短野
9	大畑・西飯降・中飯降	10	西洪田・島
11	御所・日高・星山・星川	12	東洪田・宮本・平沼田
13	寺尾・兄井・三谷	14	教良寺・山崎
15	上天野・下天野・神田	16	志賀・新城・花園久木・花園中南・花園新子・花園池之窪・花園北寺・花園梁瀬

2 任期

○農業委員・・・・・・・・・・令和5年7月20日から令和8年7月19日まで

○農地利用最適化推進委員・・委嘱の日（令和5年7月20日以降）から令和8年7月19日まで
（農業委員は、町長が町議会の同意を得て任命します。農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱します。）

3 報酬

○農業委員・・・・・・・・・・230,000円／年額

○農地利用最適化推進委員・・184,000円／年額

4 委員の主な業務

○農業委員

- (1) 会議（年12回、毎月10日前後）へ出席し、農地法等の権限に属する事項の審議を行います。
- (2) 農地法等に基づく申請の調査を行います。
- (3) 農地法に基づき、農地の利用状況調査及び結果報告を行います。
- (4) 農地利用最適化推進委員と連携して、人・農地プランなど、地域の農業者等との話し合いへの参加による農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、

新規参入の促進)に関する活動を行います。

○農地利用最適化推進委員

- (1) 担当区域内において、農業委員と連携して、人・農地プランなど、地域の農業者等との話し合いへの参加による農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)や違反転用防止・是正の活動を行います。
- (2) 必要に応じ農業委員会総会等に出席し、報告等を行います。
- (3) 農地法に基づき、農地の利用状況調査及び結果報告を行います。

5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

○農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。なお、候補者には、認定農業者として町に登録されている方や次のことを参考に推薦及び応募願います。(委員任命の留意事項 ①農業委員の過半数は原則として認定農業者とする。②農業委員会の所掌する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにする。③青年・女性を積極的に登用する。)

○農地利用最適化推進委員

区域内の農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる者。

6 募集期間

令和5年2月3日(金)午前8時30分から令和5年3月15日(水)午後5時まで

7 応募方法

推薦書(農業者等3人以上の推薦、又は団体からの推薦)又は応募申込書に所要事項を記入し、期限までにかつらぎ町農業委員会事務局へ提出してください。

- ※ 提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。
- ※ 郵送及びメール並びにFAXによる提出は受け付けません。
- ※ 役場産業観光課 農業委員会事務局と花園地域振興課に備え付けの推薦書・応募申込書又は町ホームページからダウンロードし、記入・押印のうえ令和5年3月15日(水)午後5時(厳守)までに、かつらぎ町役場産業観光課 農業委員会事務局に提出してください。
- ※ 推薦及び募集の状況は、法令等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項のうち、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

8 問合せ先

〒649-7192

かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

かつらぎ町農業委員会事務局(かつらぎ町役場産業観光課内)

電話 0736-22-0300(内線2104)